

新型コロナウイルス感染拡大防止のための 東京都における対応（案）

令和 2 年 5 月 2 5 日
東京都総務局

ステップ1における新型コロナウイルス感染拡大防止のための対応（案）

1. 区域

都内全域

2. 期間

令和2年5月26日（火曜日）午前零時から

3. 実施内容

- ・「新型コロナウイルス感染症を乗り越えるためのロードマップ」におけるステップ1に移行
- ・緊急事態宣言の解除を受け、これまで実施してきた特措法第45条第1項に基づく外出自粛の要請については、同法第24条第9項に基づく協力の要請に移行するとともに、同法第45条第2項及び第4項に基づく要請及び公表について終了するなど、所要の措置を講じる。

【参考】ステップ1における休業要請等の法的整理について

1. 特措法第24条第9項に基づく休止等要請

施設の種類	内訳	要請内容
学習塾 等	自動車教習所、学習塾 等 ※ 床面積の合計が1,000㎡を超えるものに限る。	施設の使用停止及び催物の開催の停止要請 (=休業要請)
劇場 等	劇場、観覧場、映画館又は演芸場 等	
集会・展示施設	集会場、公会堂、展示場 等	
	ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る。） ※ 床面積の合計が1,000㎡を超えるものに限る。	
商業施設	生活必需物資の小売関係等以外の店舗、生活必需サービス以外のサービス業を営む店舗 ※ 床面積の合計が1,000㎡を超えるものに限る。	
遊興施設 等	ネットカフェ、漫画喫茶、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場、ヌードスタジオ、のぞき劇場、ストリップ劇場、個室ビデオ店、キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール、バー、個室付浴場業に係る公衆浴場、ライブハウス、カラオケ 等	
遊技施設	マージャン店、パチンコ屋、ゲームセンターなどの遊技場 等	
運動施設	スポーツジム	
食事提供施設	飲食店（居酒屋を含む。）、料理店、喫茶店 等（宅配・テイクアウトサービスを含む。） ※営業時間の短縮については、朝5時から夜10時までの間（酒類の提供は夜10時まで）とする。 （宅配・テイクアウトサービスは除く。）	営業時間の短縮、適切な感染拡大防止の徹底

2. 特措法によらない協力依頼

床面積の合計が1,000㎡以下の下記の施設については、同1,000㎡超の施設に対する施設の使用停止及び催物の開催の停止要請の趣旨に基づき、適切な対応について協力を依頼

施設の種類	内訳
学習塾 等	自動車教習所、学習塾 等 ※但し、床面積の合計が100㎡以下においては、適切な感染防止対策を施した上での営業
集会・展示施設	ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る。）
商業施設	生活必需物資の小売関係等以外の店舗、生活必需サービス以外のサービス業を営む店舗 ※但し、床面積の合計が100㎡以下においては、適切な感染防止対策を施した上での営業